

<b>Title</b>	戦国期京都におけるソシアビリテの一考察：分一徳政令引付史料に現れる貸借関係から
<b>Author</b>	板東 瑞帆
<b>Citation</b>	都市文化研究. 16 巻, p.44-55.
<b>Issue Date</b>	2014-03
<b>ISSN</b>	1348-3293
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学大学院文学研究科：都市文化研究センター
<b>Description</b>	研究ノート
<b>DOI</b>	10.24544/ocu.20171213-056

Placed on: Osaka City University

## 戦国期京都におけるソシアビリテの一考察

—— 分一徳政令引付史料に現れる貸借関係から ——

板 東 瑞 帆

### ◆要 旨

室町幕府が発布した分一徳政令に関する引付史料には、諸権門、地下人を問わず様々な住人にかかわる、京都を中心とした膨大な貸借関係が現れる。本論文はこれらの貸借関係を多様な角度から分析し、これまで試みられなかった統計処理という手法を用いることで、戦国期京都のソシアビリテ（社会的結合）のひとつのあり方を提示しようとするものである。

第一章では、債務者・債権者の身分別の割合を可視化し、時期ごとの変化を追った。文明期以後の武家の動向や、公家・寺社の関与機会の減少、天文期になると爆発的に土倉酒屋の債権、地下人の債務が増加することなどが明らかになった。これらの現象は地下人が債務に苦しめられるという単純な構図を表すものではなく、15世紀から16世紀における京都住人の経済活動の活発化の表れであると言えるだろう。

第二章では、誰が誰に借りているのか（貸しているのか）ということの比率をもとに考察を進めた。公家・武家・寺社などの諸権門は同階層間で貸借関係を完結させる傾向にあり、一方で地下人は金融業者からの貸付の割合が非常に高いことが明らかになった。

第三章では、地下人がどのようなまとまりで貸借関係を取り結んでいるのか考察した。洛中周縁部の農村では同じ村に住む者が連帯して金融業者への債務破棄の申請を行っている。しかし、洛中中心部では、農村と比べて金融業者への債務の割合は少なく、職能集団や地域を越えた連帯など、地縁的な共同体とは異なる社会的結合がみえる。この背景として、洛中中心部においては頼母子講などの民間金融が卓越していることが指摘できる。

本研究では、主に貸借関係における社会的結合の可視化を試みた。その結果、従来根拠なくいわれていたことを実証し、またこれまでとちがう視角から分析を進めることができた。今後は、異なる種類の史料による裏付けや、貸借関係に限らず、全体として戦国期京都にどのようなソシアビリテが構成されていたのかを解明することを課題としたい。

キーワード：ソシアビリテ、貸借、戦国時代、京都、分一徳政令

(2013年9月10日論文受理, 2013年11月8日採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

### はじめに

本稿は、室町幕府の発令した分一徳政令に関する史料を用い、その統計分析を通じて、戦国期京都におけるソシアビリテ（社会的結合）の一端の解明を試みるものである。

ソシアビリテ (Sociabilité) は、1966年にフランスの歴史家モーリス・アーギュロンが歴史学においてこの概念を軸にして分析を行って以来、フランスだけではなく国境を越えて様々な国で注目されてきた。ソシアビリ

テは、信仰団体・職能団体から、酒場を通じた関係など、歴史を様々なレベルの人と人の結びあいの視点からとらえるものである<sup>1)</sup>。

従来、戦国期京都の社会的結合としては地縁的な町共同体や宗教組織が注目されてきた。仁木宏氏・河内将芳氏らは、地縁的共同体の文書、宗教関係の文書などによって、それぞれ都市共同体や宗教組織などを解明した<sup>2)</sup>。ソシアビリテという言葉こそ使われていないが、日本史においても社会的結合は注目されつつある<sup>3)</sup>。

戦国期都市京都では自力救済の観念に基づいて、諸権

門、地下人を問わず、様々な形の社会的結合が展開していた。中近世移行期になると、支配の基礎単位として町共同体が把握され、中世にあった豊かな社会的結合は、近世には社会の基礎単位としては見えなくなってしまう。すなわち、必ずしも地縁に収斂されない、社会的結合のあり方こそ、戦国期京都の都市社会の特徴といえるだろう。

本稿では、これまでとは異なる観点から戦国期京都におけるソシアビリテを分析し、京都の都市社会が有する特徴を新しい視角から解明することを目指す。

本稿では、分一徳政令に関係する引付史料をもとにこの課題に迫りたい。分一徳政令の引付史料には、借主（債務者）と銭主（債権者）という人間関係が表現されている。これらを総合的に分析することによって、従来注目されていない社会的結合を見いだすことができるのではないか。

「徳政」とは、本来「仁徳ある政治」「善政」を意味する言葉である。鎌倉～室町期に幕府が発する徳政令は一般的に債務の破棄や売却地の取戻しを命じる法令である。そうした中で、分一徳政令とは、室町幕府によって発布された都市法令で、借錢の10分の1、ないし5分の1の「分一銭」を幕府に納入すれば、借主の債務破棄、または銭主の債権維持を、幕府が保障したものである。

最初の分一徳政令は享徳3（1455）年に出された。徳政を求めて所々の住民が土一揆という形で蜂起し、土倉・酒屋などの高利貸から質物を押し取ったため、「公料忽ち失墜すと云々」<sup>4)</sup>という事態になった。公料とは土倉・酒屋役のことと思われる。土倉・酒屋役は幕府の重要な財源であったので、幕府の財政を補うために分一徳政令の方策がとられたとされる<sup>5)</sup>。脇田晴子氏は、借主・銭主の両方を含む都市の矛盾に直面して出された一種の妥協策であったとした<sup>6)</sup>。

分一徳政令を受けて、債務破棄・債権保障を幕府に求める多数の申状が幕府に提出された。また、破棄・保障を認める下知状を幕府が発給した。これらの控えが幕府の裁判機関である政所に仕える蜷川家によって書き残された。このうち、文明12～18（1480～1486）年、永正元年～3（1503～1506）年、大永6～8（1526～1528）年、天文15～19（1546～1550）年の分を、桑山浩然がまとめて刊行している<sup>7)</sup>。

これらの引付史料は、中田薫氏をはじめとして従来様々な研究に用いられてきたが、史料の全体像をどのように理解するか、追究した研究は必ずしも多くない。鈴木良一氏は、文明12年の賦引付を分析し、申請者のみに注目して、その階層性を明らかにした<sup>8)</sup>。桑山浩然氏は、分一徳政令としての性格に注目し、分一銭の収入に注目し、室町幕府にとっての法令の意義を明らかにした<sup>9)</sup>。

脇田晴子氏は天文15年の史料を用いて、京都の周辺農村の農民が京都の土倉に対して、個人の債務と惣とし

ての債務をもっていることに注目した。そして京都近郊の農村が惣全体として一揆を起こし、京都へ侵攻する理由について述べた。また、都市民と土倉間の貸借関係によって都市内部で矛盾が生じていることを指摘した<sup>10)</sup>。

近年、田中浩司氏の研究により、貸借額や貸借物、利息、質物などの変化の側面から賦引付の全体像をつかむことが出来るようになった<sup>11)</sup>。しかし、未だに誰が誰に対する債務・債権をもっているのかという問題は全面的には明白にされていない。本稿では、この史料を統計的に分析することによって、貸借関係の全体像を解明することを第一の目的としたい。そして、こうした貸借関係を通じて京都の都市社会における社会的結合の特徴を見いだしたい。

統計的な分析を行うに当たって、基準をあわせるためにいくつかの条件を決めた。第一に、借錢に対する分一銭納入の文言があるもののみを対象とする。つまり、頼子講、土地安堵、訴訟過程での反論など、「徳政御法に任せ、十分一進納の上は云々」という文言がないものは省く。第二に、一つの申状の中に、数人に対する異なる貸借関係がある場合、1人対1人の貸借関係を1件として数える。第三に、申状の写しである「賦引付」と下知状の写しである「加判引付」の両方が揃っていて、内容が重複する場合、加判引付の方を計算から省く。

以上のような条件のもと、総数2354件のデータが得られたので、これを用いて分析を進めることとする。

次に、戦国期京都の社会的結合を検討する前提として、借主・貸主をどのような人と捉えるのか、階層にて分類わけを行う。

- a-1) 公家…近衛・勸修寺・清原・日野など
- a-2) 公家被官…「日野被官」など。他にも、他の史料から当該期に公家の家司などの家政職員であったことがわかる者もここに含む。
- b-1) 寺社…定法寺雑掌、廬山寺、相国寺雑掌、鹿王院雑掌、鴨御祖太神宮雑掌など。寺院内の個人であっても寺院名が書いてあるものもここに含む。
- b-2) 僧侶…寺社名が明記されておらず、名前から僧であることのみ判断できるもの。浄幸、景縁蔵主、宗珣僧など。「正実」など、山徒土倉と思われるものもいるが、山徒土倉の全ての構成員がわからないので、「僧」としてここに含める。
- b-3) 寺社被官…「平野神主被官」「小畠 松梅院被官」など被官と記載があるもの。また、「彦五郎 玉泉中間」などの中間もここに含む。
- c-1) 武家…織田敏定、今川殿など。革嶋氏（山城国乙訓郡）などの土豪も含む。
- c-2) 幕臣…幕府奉行人・奉公衆、またはその同族。室町幕府の行政機構の最末端である「公人」もここに含む。
- c-3) 武家被官…「赤松被官」・「畠山被官」など。

- d-1) 商人…「大黒屋」・「かりかね屋」など屋号の記載があるもの。もしくは別の史料で屋号をもつことが確認できるもの。
- d-2) 酒屋土倉…野洲井，澤村，高屋，大森，吉田など，俗体の土倉として名前が知られるもの。または「倉」とかかれたもの。
- d-3) 「都市民」…住所と思われる表記が洛中ないし嵯峨にあるもので、「商人」「酒屋土倉」でないもの。千本三町もここに含める。
- e) 被差別民…庭者，河原者と注記されるもの。
- f) 村民…大宮，七条，東山，梅津，修学院，田中などの京都近郊の村の住民
- g) 不明…上記に属さないもの，または「方々」など明記されないもの

分一徳政の引付史料には，借主・錢主の名前と借りたもの，担保にしたもの，契約の日にちなどが記載されているが，ここで行う分類わけの手掛かりは名前と肩書きのみである。被官人層，中下層の都市住民，被差別民などは他の史料でほとんど確認できず，その実態がはっきりとわからないものも多い。

例えば，「商人」について，彼が商人かどうかを判断するものは屋号しかない。屋号の表記のない「都市民」も商売を行っていた可能性もあるが，記述がない限りはわからないので，屋号をもつもののみを商人として取り上げた。彼らがものの売り買いや両替屋などを行い，経済流通を動かしていたということからも，一般的な「都市民」とは可能な限り分ける必要があるだろう。

日本中世の史料を通観して，本稿で取り上げる分一徳政関連史料のように，ほぼ同質で，時代も同じくする史料が2354件もまとまって残されている例は他にない。そうした意味で，本史料は，中世において統計的な分析を可能とする唯一の史料といってもよいだろう。こうした史料を統計的に分析し，人と人とのつながりに注目することで，戦国期京都の社会を捉えるための新しい視角を示したい。

## 1. 借主・錢主の時代ごとの変化

本章では，分一徳政関係史料を分析するにあたって，登場する借主・錢主の割合の全体像を示すとともに，その時代ごとの変化を明らかにしたい。

「はじめに」で示したように，貸借関係の合計は2354件を数える。文明期～天文期のすべての事例について，借主・錢主の割合を示すとグラフ1・グラフ2のようになる。グラフ1は借主の全体に対する各階層の割合を示しており，グラフ2は錢主の全体に対する割合を示した。

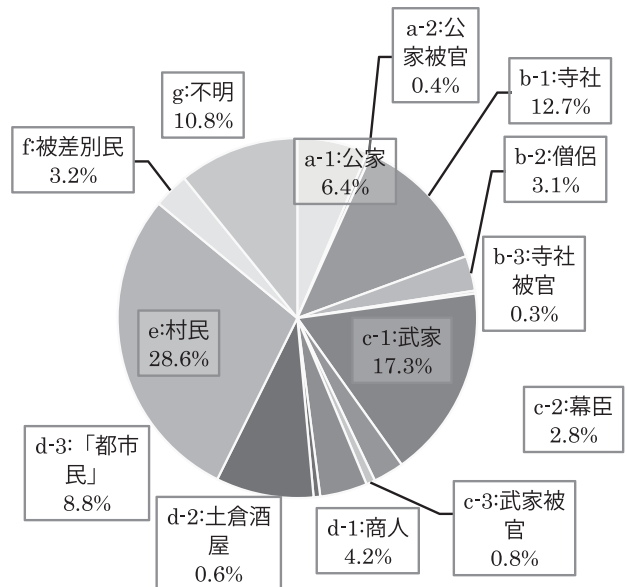
グラフ1・グラフ2をさらに4つの時期に分け，その

時代ごとの変化をグラフ3・グラフ4に示した。グラフ3，グラフ4はそれぞれ，時代ごとの借主，貸主はどのような階層割合なのかを示す。時期ごとの件数は，文明期472件，永正期101件，大永期284件，天文期1480件と差があるので，ここではパーセンテージにすることによってその割合を比較したい。

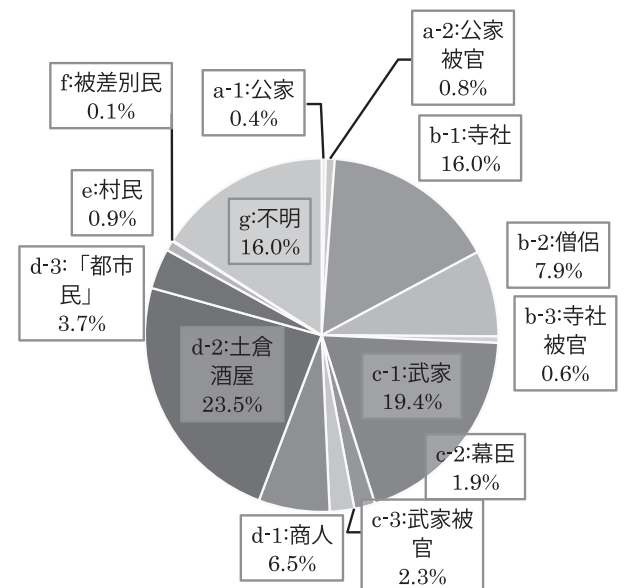
はじめに，時代ごとの特色について述べる。

文明期は，他の時代と比べて武家の割合が高いことに特徴がある。今河（川）駿河守，一色兵部大輔殿，畠山刑部政清，織田敏定ら，守護や守護一門など，この時期にしか見られない武家が多くみられる。これらの武家の中には，洛中の土御門通から勘解由小路の間あたりの屋敷地を質に入れているものがおり，一定期間洛中に居住していたことがうかがえる。また，同じく守護大名など

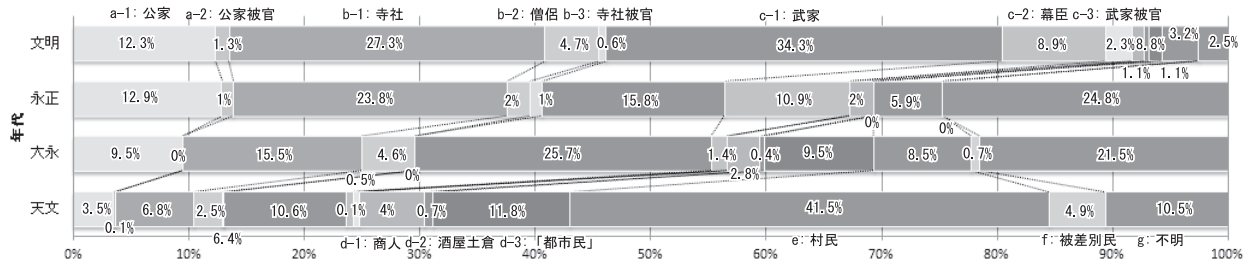
グラフ1 全体の借主割合



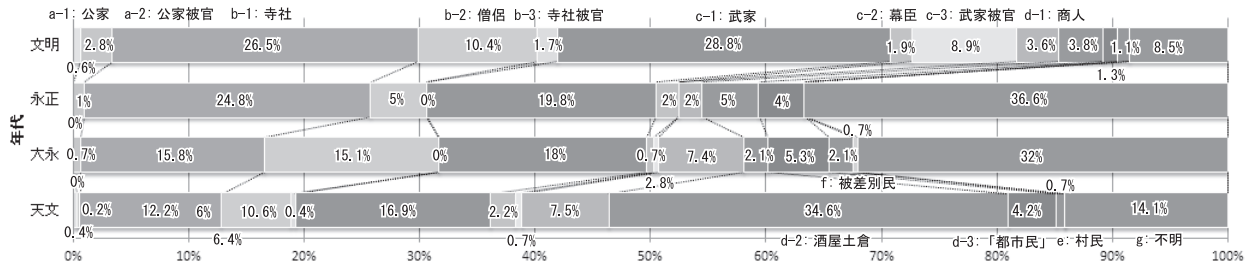
グラフ2 全体の錢主割合



グラフ3 時期ごとの借主割合



グラフ4 時期ごとの銭主割合



の被官人が多いのも特徴である。これらの被官人は、名前の前に「〇〇被官」と注記している。赤松被官，細川被官，安富被官，山名被官，一色被官，大館被官，毛利被官，速見被官，島津被官などが現れる。

永正期には，文明年間と比べて守護・守護被官層が大きく減少する。しかし，守護関係以外で一定量の武家が見える。大永期になると，寺社・幕臣の借主の割合が減り，都市民の債務が徐々に多くなっていく。

天文期には，銭主としての金融業者，借主としての村民の割合が大幅に増える。村民の惣借が史料に現れるのもこの時期である。天文期に，土倉酒屋が増えることや，村民による零細な債務があらわになることはすでに従来の研究によって注目されているが<sup>12)</sup>，これらの割合が全体のほぼ半分もの割合を占めることが明らかになった。

次に，全時代を通してみての傾向について論じる。

公家・公家被官の割合が全体として減少する傾向がみられた。公家は借主にはなるが，銭主にはならない。銭主になるのは公家被官が大半である。公家と同じく寺社の借主・銭主になる割合が徐々に減っていく傾向がみられる。公家・寺社などの経済活動が全体としてその割合を低下させていったといえる。

地方の国々の守護・守護代やその被官人は文明期には多く現れるが，それ以後その割合は減少する。しかし，その後も武家は借主・銭主共に一定の割合を占めることから，応仁の乱後，武家の経済活動が必ずしも激減するわけでないといえるだろう。

従来の研究で言われているように，借主・銭主の階層の割合は，天文期に大きく変化しているようすがはっきりとわかった。土倉・酒屋の割合が増加し，都市民，ついで村民の割合の急増がみられる。

## 2. 貸借関係とその傾向

本章では，階層ごとの具体的な貸借関係を明らかにする。

先行研究で，債務破棄を求める申請者の階層に注目したり，村民や土倉の債務・債権が個別に注目されたことはあったが，どのような人びとの間に貸借関係が存在したのか，その全体像についてはまだ明らかにされていない。

本章では，貸借関係の基礎的動向を解明することにする。はじめにで分類したものに従い，それぞれがどの分類への債務・債権を持っているのかということグラフ5，グラフ6にまとめた。以下，各分類の債務についてはグラフ5，債権についてはグラフ6を用いて考察する。

### (1) 公家・寺社・武家

まず，公家の債務債権からみてゆく。グラフ5の「a-1 公家」は公家がどのような人から借銭借米をしていたか，グラフ6の「a-1 公家」は公家がどのような人へ貸していたかを表したグラフである。公家が関係する貸借関係は全部で159件あり，そのうち150件で公家は借主として現れる。

公家が銭を借りる相手は，公家領の代官を務める武士や寺社，僧侶が多い。中には代官職や荘園の年貢を抵当にした貸借関係によって，債権者に代官請負をさせる事例もみられる。(表2)

常盤井宮雑掌申状<sup>13)</sup>には，常盤井宮と粟津修理進との代官請負契約のようすが現れている。竹田三ヶ庄<sup>14)</sup>の30石を粟津(銭主)に徴収させ，そのうち利子分として20石を粟津に渡し，残り10石を常盤井宮へ納めさ

グラフ5 各分類の債務の割合

それぞれの分類がどのような人に借りているのかを割合で示した。

a-1: 公家	公家 2.7%	公家被官 67%	寺社 15.3%	僧侶 8.7%	寺社被官 1.3%	武家 22%	幕臣 2.7%	商人 7.3%	酒屋土倉「都市民」 3.3%	不明 26%	
a-2: 公家被官	公家 11.1%	寺社 22.2%	武家 44.4%	不明 22.2%							
b-1: 寺社	公家被官 1%	寺社 26.5%	僧侶 11.7%	寺社被官 1%	武家 18.1%	幕臣 2.3%	商人 4.7%	酒屋土倉「都市民」 11.7%	不明 15.8%	村民 1.3%	
b-2: 僧侶	公家被官 1.4%	寺社 23%	僧侶 13.5%	武家 27%	幕臣 4.1%	商人 5.4%	酒屋土倉「都市民」 5.4%	不明 14.9%			
b-3: 寺社被官	寺社 33.3%	僧侶 16.7%	武家 50%								
c-1: 武家	公家被官 1.2%	寺社 17.4%	僧侶 9.6%	寺社被官 0.5%	武家 26.3%	幕臣 3.9%	商人 6.1%	酒屋土倉「都市民」 6.6%	不明 21.4%	村民 3.4%	
c-2: 幕臣	公家 0.2%	寺社 15.4%	僧侶 7.7%	武家 26.2%	幕臣 3.1%	武家被官 16.9%	商人 6.2%	酒屋土倉 4.6%	不明 16.9%	村民 1.5%	
c-3: 武家被官	寺社 10.5%	武家 36.8%	幕臣 10.5%	商人 5.3%	酒屋土倉 15.8%	村民 5.3%	不明 15.8%				
d-1: 商人	寺社 5.1%	僧侶 4.1%	武家 14.3%	幕臣 2%	商人 12.2%	酒屋土倉 30.6%	「都市民」 10.2%	不明 20.4%			
d-2: 土倉酒屋	公家 14.3%	寺社 14.3%	僧侶 14.3%	武家 35.7%	「都市民」 7.1%	不明 7.1%					
d-3: 「都市民」	僧侶 8.2%	5.8%	武家 8.7%	2.9%	商人 9.2%	酒屋土倉 48.3%	不明 11.6%				
e: 村民	公家 0.2%	僧侶 13.7%	5.8%	武家 15.8%	0.9%	商人 5.6%	酒屋土倉 43.4%	不明 11.2%			
f: 被差別民	寺社被官 4%	武家 4%	商人 26.7%	酒屋土倉 20%	「都市民」 10.7%	2.7%	不明 26.7%				

グラフ6 各分類の債権の割合

それぞれの分類がどのような人に貸しているのかを割合で示した。

a-1: 公家	公家 44.4%	公家被官 11.1%	武家 11.1%	酒屋土倉 22.2%	村民 11.1%						
a-2: 公家被官	公家 52.6%	寺社 15.8%	僧侶 5.3%	武家 26.3%							
b-1: 寺社	公家 6.1%	寺社 21.1%	僧侶 4.5%	武家 18.9%	幕臣 2.7%	商人「都市民」 1.3%	4.5%	村民 23.7%	不明 14.1%	被差別民 0.8%	
b-2: 僧侶	公家 7%	寺社 18.8%	僧侶 5.4%	武家 21%	幕臣 2.7%	商人「都市民」 2.2%	5.4%	村民 20.4%	不明 14.9%	酒屋土倉 5.4%	
b-3: 寺社被官	公家 14.3%	寺社 21.4%	武家 14.3%	村民 21.4%	被差別民 21.4%	不明 7.1%					
c-1: 武家	公家 7.3%	寺社 11.9%	4.4%	武家 23.5%	3.7%	3.1%	4%	村民 22.9%	不明 15.2%	幕臣 0.7%	
c-2: 幕臣	公家 6.7%	寺社 15.6%	僧侶 4.4%	武家 15.6%	4.4%	4.4%	4.4%	「都市民」 13.3%	村民 13.3%	不明 17.8%	
c-3: 武家被官	公家 7.5%	寺社 18.9%	僧侶 5.7%	武家 30.2%	幕臣 20.8%	1.9%	村民 11.3%	1.9%			
d-1: 商人	公家 2%	寺社 9.3%	1.3%	武家 16.6%	2.6%	7.9%	「都市民」 12.6%	村民 24.5%	被差別民 13.2%	不明 9.3%	
d-2: 土倉酒屋	公家 2%	6.5%	5%	0.6%	5.5%	「都市民」 18.5%	村民 52.9%	2.8%	4.8%	被差別民 不明	
d-3: 「都市民」	公家 5.7%	僧侶 0.7%	武家被官 0.6%	幕臣 16.1%	1.1%	11.5%	「都市民」 9.2%	村民 12.6%	被差別民 9.2%	不明 20.7%	
e: 村民	寺社 19%	武家 28.6%	4.8%	4.8%	9.5%	村民 14.3%	4.8%	不明 14.3%			
f: 被差別民	被差別民 100%										

表 1 荘園・代官職を質入れした公家の借錢

和暦	西暦	月	日	借主	銭主	借錢(貫)	利子	場所	史料名
文明13	1481	8	4	官長者長興	白子山城守			知行分江州苗鹿村代官	賦引付一(1)
文明13	1481	10	5	町中務少輔行長(近衛殿候人)	三室戸下司	13		城州羽戸院内黒田年貢	賦引付一(118)
文明14	1482	8	9	富小路修理大夫俊通	口入人江近江守	10		越中国東條三个村、但於于今者不知行	賦引付一(165)
文明15	1483	7	8	堀川殿御局	細川掃部頭 質券丹波国中村	10		丹波国中村	賦引付一(174)
文明13	1481	7	27	(勸修寺家領) 井家	三上越前守貞光	92.08		勸修寺家領加州井家庄并江州山前庄等、就代官職	賦引付二(6)
文明13	1481	8	4	勸修寺家	遠山小太郎	37		江州山前	賦引付二(9)
文明13	1481	9	29	伯殿(白川資益王)	一庭五郎右衛門尉久光			撰州御園地頭恆富 年貢	賦引付二(59)
永正1	1504	10	16	観修寺家雑掌	松平和泉守親長			観修寺家領加州井家庄代官職	頭人御加判引付一(24)
永正1	1504	10	16	観修寺家雑掌	松平和泉守親長	100		当家領加州井家庄代官職	頭人御加判引付一(25)
永正3	1506	5	21	西園寺家	富田中務丞殿			播州河辺郡西富松庄本所分(三条前内大臣家領を除く)御殿田1町(佃と号す)	頭人御加判引付一(96)
天文15	1546	11	27	常盤井宮雑掌	粟津修理進	26.5	5文子	竹田三ヶ村当年の年貢30石	徳政賦引付(35)
天文15	1546	11	27	常盤井宮雑掌	粟津修理	34	4文子	竹田庄夏麦	徳政賦引付(36)

※借主・銭主のうち、分一徳政令適用を申請した側のセルに色をつけた。

せるという条件で、貸借関係を結んでいた。ところが、粟津から常盤井宮への納入分が3石しかないということを利用して、常盤井宮は債務破棄を申請しており、実質的には代官請負の契約破棄をはかっていたといえる。この他、質物に関する記載がなくても、債務・債権関係が代官請負という形を取っていると他の史料から判断できる事例もある<sup>15)</sup>。

公家に対する債権を一番多く有しているのは寺社(僧)・武家などで、上記のような公家領の代官請負が予想される層にあたる。次いで公家・公家被官など同階層間の貸借関係が卓越している。

公家が債権をもつ事例はとて最少なく、文明期に3件、天文期に6件あるのみである。そのうち5件が公家同士、または家政職員への債権で、それ以外の階層に銭を貸しているのは日野家と久我家のみでむしろ例外的であるといえる。公家はほとんど、同階層間で貸借していることになる。

寺社については、寺社同士の貸借や、寺領代官である武家に対する債務の多さが目立つ。寺社と僧は債務・債権のあり方ともに似ているが、寺社の方が土倉酒屋への債務が少し多い。

武家が貸借関係を結ぶ相手としては、武家・幕臣・武家被官人層の割合が債務・債権ともに多い。幕臣は武家被官からの借錢が多い。これは全部で11件あり、そのうち5件が山名・赤松・細川などの被官、残りは自らの被官人が債権者となっている。

代官・在地領主のもつ債権が多く、在地領主層なども含む武家の方が幕臣よりも、村民への貸し付け件数が多い。

## (2) 「都市民」、被差別民、村人など

ここでは、「都市民」・商人・被差別民・村民に関する

貸借関係の実態をみてゆく。彼らの債務・債権の記録は、日記史料や古文書などに残されることもほとんどなく、分一徳政令の引付史料がほぼ唯一のものといえるだろう。

グラフ5の[d-1 商人][d-3 「都市民」]に見られるように、「都市民」・商人は、ともに土倉酒屋への債務が目立つが、商人の方が土倉からの債務の割合が少なく、同業者である商人や「都市民」から借りている率が高くなっている。債権者としての商人は、「都市民」よりも村民への貸し付けの割合が高い。(グラフ6)「都市民」のなかで、公家への債権をもつのは天文15年の史料にみえる「武衛陣」の辻村嶋村である<sup>16)</sup>。辻村嶋村は、他にも洛中住民と思われる人々に貸し付けを行っており、土倉である可能性も考えられる。

引付史料に現れる被差別民については、川嶋将生氏による研究がある<sup>17)</sup>。川嶋氏は、被差別民が土地を質に入れて貸借関係をもっているところから、身分解放のために作人になろうとしたが、困窮して土地を質に入れたとした。東山永蔵主申状<sup>18)</sup>では、庭之者與七郎が中山掃部助息喝食、林桓民部丞女中、大森新介、中山喝食に借錢した合わせて34貫500文の債務破棄を申し出ているが、この土地の年貢本役地子等は東山永蔵主に納められていたようである。だとすれば、被差別民たちが自らの意思で作人化を目指して土地集積をしていたのか、分一徳政申請をしたのか疑問も残る。ただ、被差別民が貸借のネットワークに関わっていたことは注目できるだろう。

被差別民の債務は、土倉酒屋からが多いが、商人の割合がそれを上回る(グラフ5)。川崎の御庭者の債務破棄を申請した林源次郎孝元申状<sup>19)</sup>には、20人の御庭者に関する債務があらわれているが、51件の債務のうち26件が上京に居住するものからの借錢借米である。

御庭者が暮らす、中世の川崎は、賀茂川と高野川の合

流点より南西一帯にあたる。主な仕事場でもある公家の邸宅も上京にあったから、職場や地縁的な関係から上京の商人との貸借関係が生まれたかと思われる。

被差別民のもつ債権は2件のみであり、別の被差別民との貸借関係がみられる(グラフ6)。薬師寺備後守に仕える庭者彦次郎の、河原者塚新次郎からの借錢、助五郎(恐らくは川崎の庭者)が川崎の孫二郎に麦五斗を借りたものがあり<sup>20)</sup>、同じ主人に召し仕える被差別民の中での個人的な貸借関係が表れている。

村民の債務件数は、第一章で示した通り、天文期に大きく増加し、グラフ1にみえるように、借主全体の中でも高い割合を占める。村民の債務については、脇田晴子氏による研究があり<sup>21)</sup>、惣村として借りたものと、個人的な債務をまとめて申請しているものがあることが明らかにされている。村民は、「惣借」であっても、個人の債務であっても、澤村・岡野井・大森などの土倉酒屋から貸付を受ける場合が多く、土倉酒屋からの債務は43.4%と非常に高い割合を占めている。

### (3) 酒屋土倉

第1章で述べたように、土倉酒屋の債権の割合は天文期に大きく増加する。これは、天文期には、上京の柳原に住む大森、嵯峨の酒屋の吉田など金融業者がそれぞれ300件以上の債権主として現れることが大きく影響している。これらの土倉酒屋は、一族経営をしており、血縁的なネットワークにより運営されていることが明らかにされている<sup>22)</sup>。

土倉酒屋の債権の対象は村民が最も多く、50%を超える。なお、土倉が債務者として現れることはまれであるが、土倉・酒屋の債権のなかで土倉同士の貸借は7%ほどあり、比較的高い割合を占める。

### 小括

本章では、どのような階層の人の中で貸借が行われて

いるかに注目し、その背後にあるソシアビリテ(社会的結合)のあり方を想定して示した。

公家・武家・寺院などは、同階層間、もしくは家政機関・被官・代官などの中で貸借関係を完結させる傾向が強い。また、支配者層であるこの3階層相互の内部での債務・債権が比較的大きな割合を占めている。

公家は、債務の10%近くを公家・公家被官から借りている。代官請負が予想される寺社・武家などとの貸借関係を含めると半分を超える。武家は、他の武家、幕臣、武家被官との債務・債権が最も多く、その次に寺社・僧・寺社被官の割合が高い。特に幕臣は、寺社関係の割合がほぼ半数を占める。寺社においては、寺社・僧・寺社被官の割合が最も高い。

武家・寺社のもつ債権は、荘園代官をしていることなどの関係からか村民への貸付が多いが、それでも同じ階層への債権は高い割合を占める。

これに対して、「都市民」・村民・被差別民は都市内部の土倉酒屋からの貸付の割合が非常に高い。特に「都市民」・村民においては、同階層間の貸借はあまり現れない。

公家・武家・寺院などは、第一義的に同じ階層間で貸借関係を結ぼうとし、さらに支配者である3階層の枠内で債務・債権を完結させる傾向がみえる。これらの階層は、どちらかといえば、他の階層に対する「閉じられた」社会的結合を形づくっており、また3階層が共同して都市京都の支配者として臨む姿勢を示しているといえるかもしれない。

これに対して、「都市民」・村民らは、債務・債権関係については「開かれた」社会的結合をかたちづくっており、階層を越えて貸借している。

## 3. 地縁的共同体と貸借関係

第2章であきらかにしたように、同階層間の貸借関係

表2 洛中の住所表記

	借主		銭主	
	「町」表記あり	「町」表記なし	「町」表記あり	「町」表記なし
文明期	今町	北小路小川南類、高辻東洞院東類風呂、四条坊門東北類、柳原	四条坊門町	南御所、北小路大宮、四条烏丸、室町御倉之跡、五条油小路、北小路大宮西北類、柳原
永正期	なし	五辻大宮と舟橋間東類	なし	舟橋
大永期	六角町	正親町、くしけ、西洞院、綾小路烏丸と室町間北類	三條町、立売西町	六角、下京、一条、堀出薬師、武者小路室町、三條、高辻室町
天文期	むくけ(轟)の町、北小路伊佐町、千本三町、今町、竹倉町、花御所御池上中筋、室町頭なやの町、室町頭西町、立売町、廬山寺町、南大宮町、下町	安楽光院図子、今出川、今辻子、寺内、室町頭、舟橋、新在家、上京、せいそう(清蔵)口、小川、木下、大宮、中筋、柳原むかい、武者小路、四条、綾小路、下京、三條、四条、四条西洞院、四条坊門、六角、六条、新熊野、千本、裏辻	六角骨屋町、小川中町、尾上町、築山町、四条室町夷町、やすい町、春日町、高倉町、舟橋町	上京小川、北小路室町北東類、一条、柳原、立売、室町、室町橋本、畠山殿辻子、下京、四条室町、四条、高辻、惣門、武衛陣、六条烏丸、三條場、三條烏丸口、五条油小路、綾小路室町、室町裏辻西類、御陵辻、高辻堀内



があまりあらわれない「都市民」・商人において、分一徳政関係史料からどのような社会的結合がみられるのかを考察する。

京都の町共同体は、戦国期に確立し、織豊期に整備されてゆくことが知られている。町共同体については、祇園会の史料や町共同体所有の史料を中心に解明されてきたが、本章では、徳政関係の引付史料からそのあり方を探ってゆきたい。

### (1) 商人と「都市民」の本拠地

商人・「都市民」として分類した借主・錢主の中に、洛中の住所が記載されているものがある（表2）。

住所記載を、「六角町」など「町」と書かれたものと、それ以外に分けた。文明期～大永期では上京・下京の中心部に位置する「町」が先行して現れるが、天文期になると周辺部でも町の表記が現れてくる。町の確立が、文明期から天文期にかけて、洛中中心部から周縁部へ広がっ

図1 洛中に住所をもつ商人・「都市民」（借主）

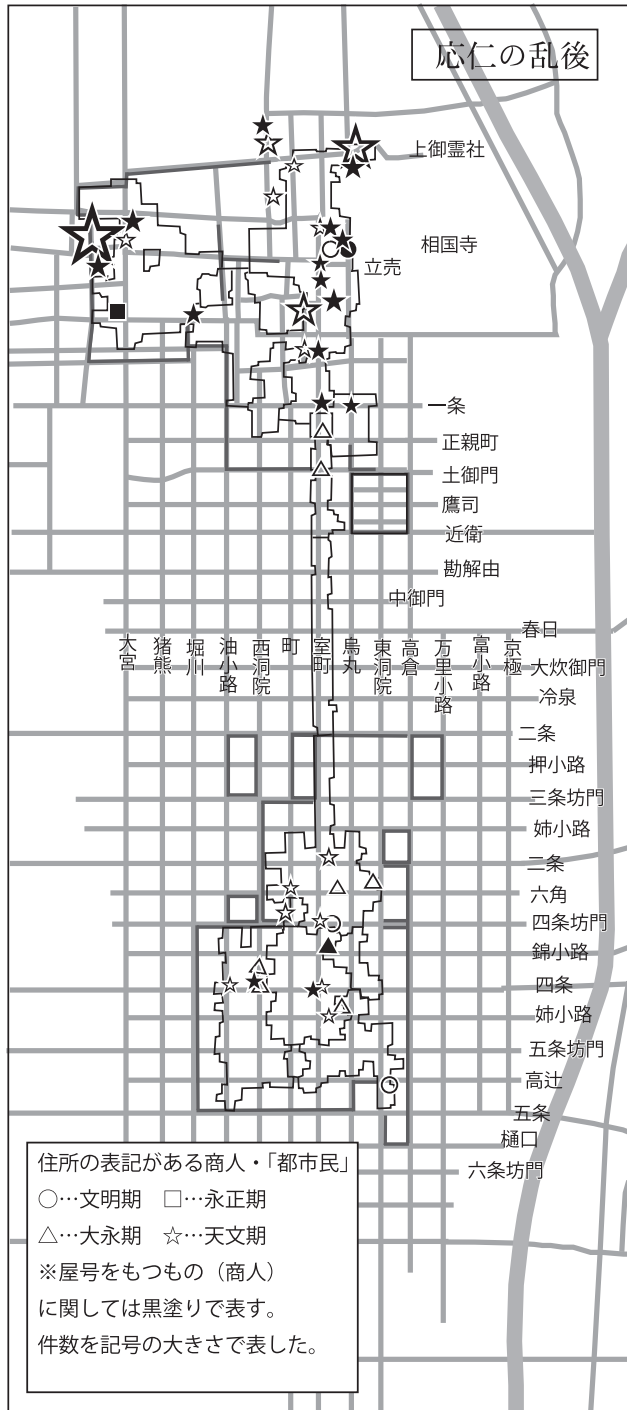
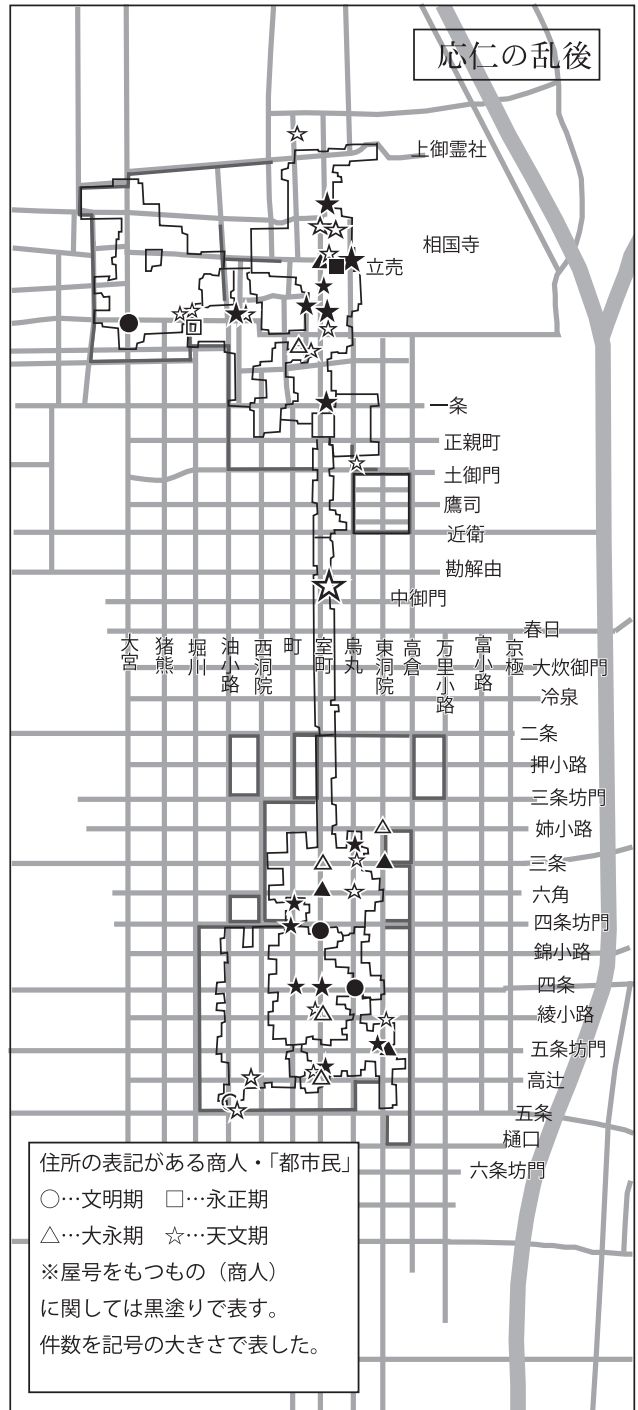


図2 洛中に住所をもつ商人・「都市民」（錢主）



高橋康夫『洛中洛外—環境文化の中世史—』（1988年，平凡社）p. 23

図1 応仁の乱前後の京都市街より、「応仁の乱後」をトレース・加筆した。

てゆくことが推定される。

これらの場所を地図に落とすと、図1・図2のようになる。図1は借主の分布、図2は銭主の分布を示したもので、それぞれ屋号が確認できる商人については、記号を黒く塗って表した。また同じ場所において複数の借主・銭主がいる場合、その数を記号の大きさと表した。

借主は主に洛中の周縁部に位置する。銭主は特に上京の室町通沿いで、立売通との交差点(札の辻)の南北に集中して分布している。また、洛中周縁部や洛外の村落に大量の債務者が存在し、洛中の中心部においては、むしろ少ない。こうした分析によって借主・銭主の居住地の地域差がある程度、明らかになった。

商人(屋号をもったもの)も多く現れている。特に天文期になると住所表記を伴う商人が増える。これは、商人の住所への定住が一層進んだこと、また商人の増加にともない、他の商人と区別するため住所表記の必要性が高まったことが原因と推定される。

(2) 都市住民の貸借と集団・連帯

職能集団の貸借

天文15年に大森修理亮兼家が魚屋衆十人に対して6貫文を貸している<sup>23)</sup>。十人は、下京三郎衛門、下京五郎二郎、下京助左衛門、(上京)武者小路ひく、同五郎兵衛、(上京)安楽光院二郎衛門、武者小路三郎衛門、同源衛門、同彦衛門で、上京・下京の領域を越えた職能集団として借錢していた。脇田氏はこれを、職種的な座的結合によるものであると評価している<sup>24)</sup>。

分一徳政の申請に際して魚屋が集まったのではなく、

もともと職能集団があり、土倉の大森氏と集団として貸借契約したのだろう。

都市の中の連帯

土倉酒屋が債権保護を求める目録では、貸借額の下に続けて数名の債務者の名前が連記されるものがある。これらの債務者は、偶然まとめて整理されているのではなく、実際に複数名で連帯して銭や米を借りているものと考えられる。これらは、主に「都市民」にみられ、同じ場所での連帯がほとんどである。また名字や名前などから親戚関係にあると判断できるものもあり、地縁的・血縁的なつながりによって借用がなされているとわかる。

しかし、「木下源四郎/おかあ/千本お松」(『銭主賦引付(38)』)、「柳原わかさや與次/千本かちや 新二郎」(『銭主賦引付(77)』)など場所を超えて連帯しているものもみられる。これらはいずれも上京の周縁部にあたる。隣接していないが、それほど距離が離れておらず、生活範囲内の距離だろうと思われる。

これらの事例は共通して、それほど多くない額を金融業者に対して借りていることから零細な都市民に特徴的な結びつき方であろう。

頼母子に現れる都市住民

頼母子については、他の史料とは異なる要素をふくむため、統計分析には加えていない。

頼母子とは、鎌倉時代から始まり、近世まで盛んに行われた庶民金融であり、無尽とも呼ばれる。人々が集まっ

表3 分一徳政令の引付史料における合力・頼母子講の記事

No	和暦	西暦	月	申請	裁許	申状・訴訟人	頼母子・合力	内容	史料名
1	大永6	1526	12		維持	合力人数中	姉小路烏丸有本三郎次郎 合力興行	徳政に事を寄せ(中略)異議に及ぶ	頭人御加判引付二(32)
2	大永7	1527	2	破棄	破棄	四条油小路 合力衆内八人	四条油小路合力	未進の輩は3文子の利平を加えると云々	賦引付三(105)・頭人御加判引付二
3	大永7	1527	2		維持	富田三郎五郎	富田三郎五郎の合力興行	大永4年2月合力興行をしたところ、圖を取ったものが、徳政に事を寄せ、破棄すべきの造意/最前衆中掟に任せ	頭人御加判引付二(99)
4	大永8	1528	3	維持		早瀬民部丞真継申状	塔森を親に合力	未当選者の主張:塔森を親に合力するが、塔森が陣へ行く徳政により破棄しようとした。	賦引付三(126)
	大永8	1528	4	破棄		頼子取過人数等申状	塔森を親に合力	当選者の主張:圖を取っていないもの懸米が徐々に減少する・滞納したら3文子が付く=利平	賦引付三(141)
5	大永8	1528	3	破棄	破棄	合力圖取過人数等申状	小原与次郎興行の頼子	最初の圖の取足よりも懸銭を増した。=利平の段分明	賦引付三(133)
6	大永8	1528	4	維持		富松與一氏光 野田鶴寿等	合力頼子		徳政分壹方引付草案(13)
7	天文15	1546	12	破棄		北猪熊頼子衆中申状	北猪熊頼子	中間狼藉の御法に任せ、破棄の御下知	銭主賦引付(27)
8	天文15	1546	12	維持		頼子講衆中申丞		毎月33人、309文充てを持ち寄り、興行/破棄の造意をする可能性がある。	銭主賦引付(16)
9	天文16	1547	2	維持		常施寺		惣次式目に任せ其の沙汰いたすべし	徳政雑々記(92)
10	天文16	1547	3				博勞衆中	壁書の外に候/但し彼の座中法式を以て、先々の如く申し付けらる事、別儀あるべからず候/前川隼人殿宛て	徳政雑々記(91)
11	天文17	1548	11		維持		神明講	神明講銭たりといえども、返弁難渋すと云々/勝蔵坊快俊宛て	徳政御下知頭人加判引付(111)
12	天文17	1548	11	維持		勝行坊日達申状	頼子興行	杉原藤二郎懸銭3貫300文無沙汰	賦政所方(11)
13	天文17	1548	12	維持		中井与介元綱申状	羅漢頼子	懸足14貫100文難渋	賦政所方(12)
14	天文				維持		石垣合力	既に去る五月廿一日衆儀を以て連判を加える。/四条坊門 梶屋甚三郎殿宛て。	徳政雑々記(122)
15	天文				維持		四条笠鉾之町、羅漢頼子	衆中式目に利平について書いていない。/茨木伊賀守(長隆)に宛てたもの。	徳政雑々記(157)

※裁許=室町幕府の下知状の内容。空欄のところは下知状がなく、申状のみのもの。

維持・破棄とは、それぞれ借錢として破棄を求めたか、懸銭の維持を求めたかということ

て講を結成し、少額の米穀・銭貨を出しあい、抽選などの方法で講中のものに融通した。これらの頼母子については、利潤目的で利子を取るもの以外は徳政令の対象外とされていた。

分一徳政の引付史料に現れる頼母子講については、清水克行氏に先行研究がある<sup>25)</sup>。15点の史料が引付史料の中に残る。全てが洛中内部の都市住民のものかはわからないが、「姉小路烏丸」「四条油小路」「四条笠鉦之町」などの記事がある（表3）。

四条笠鉦之町に対する下知状<sup>26)</sup>では、「衆中式目」に利子についての記載がないということを理由に、これまで通りの頼母子の運営を申し付けている。脇田晴子氏は、この「衆中式目」は京都の町が定めた自治法として確認できる最古のものと評価されている<sup>27)</sup>。原文が写されていないため、衆中式目が町全体の行事・行動にかかわるものなのか、四条笠鉦町で行われた頼母子講に関する規定なのかはわからないが、少なくとも洛中の人びとが集まって頼母子を行い、それが衆中式目として明文化されていたことは明らかである。

このように洛中の町では実際には頼母子によって町内の資金融通をすることが多かったのではないだろうか。

以上に見てきたように、洛中の中心地においては、村落の惣借のような町全体としての借銭や債務破棄申請はみえてこない。洛中中心部では、頼母子による資金調達が卓越しており、金融業者などから債務を負うことを避けることができたのかもしれない。その一方で、洛中では職種的な結合や地域を越えた連帯など、必ずしも地縁的な共同体に規定されない、生活レベルのつながりがうかがえ、こうした集団や連帯が金融業者からの融通を受けている。

## おわりに

本稿では、戦国期京都のソシアビリテを解明するための一方策として、分一徳政に関する引付史料を分析し、貸借関係から判明する人と人とのつながりの分析を試みた。

その中で明らかになったいくつかの点を整理していきたい。

まず、公家・寺社の債務・債権の割合が、時代を下るにしたがって減少する傾向にあることを明らかにした。これは全体として、公家・寺社が京都の経済活動においてその地位を低下させていったことを反映していると考えられる。このうち、公家については債務者として現れることが多いが、債務の担保として所領を設定していた場合、それらの不知行化が進んだことが上記の傾向に影響を与えているだろう。また公家が多くの場合、低利

であるため徳政対象外とされた祠堂銭（禅宗寺院が債権者である金融）を利用するようになったことも分一徳政史料から公家の姿が消えてゆく要因であると推量される。

守護関係の武家の割合が文明期にもっとも高くなるのは、当時、多くの守護が在京していたことに起因する<sup>29)</sup>。しかし、応仁・文明の乱の影響で多くの守護が本国へ引きあげたため、その後、これらの武家が債務・債権関係を結ぶことも激減したのであろう。しかし、文明年間以降も、武家・幕臣は一定の割合を占めてあらわれており、守護在京制の崩壊後も京都で活動する武家は少なくなかったことが確認された。

公家・寺社・武家については、同階層の人々や彼らの被官などをふくむ範囲内での貸借関係が高い割合を占めていた。個人的・日常的なつながりの深い同じ階層、さらには支配者階級の人々の間で債務・債権関係を限定しようとする傾向が強いように思われ、どちらかといえば「閉じられた」社会的結合の様相をもつ。

一方、商人・「都市民」、村民、被差別民は、土倉酒屋からの借銭・借米が非常に高い割合を占めた。また、天文期には、貸借関係全体のなかでの彼らの割合が非常に大きくなる。土倉酒屋も一般的な意味では商人・「都市民」と同じ階層の人々であり、この都市住人間での貸借関係が16世紀第2四半期に爆発的に拡大していたことがわかる。これは彼らが構成する経済関係の割合の高まりを反映したものといえるだろう。

洛中の町共同体については、従来、15世紀後半に姿をあらわし、16世紀にかけて結合を強めてゆくことが明らかにされてきた。しかし、洛中の中のどの地域の共同体が先に発達するかなど、地域性についてはほとんど明らかになっていない。本稿では、あくまで「町」表記や地名に注目した分析であるが、町共同体が文明期から天文期にかけて洛中の中心部から周縁部に広がってゆく様相を推定することができた。

洛中中心部の町では、村落における惣借のような、地縁の共同体としての貸借契約の事例はみえない。これは、町共同体が以前から確立している上京・下京の中心部では、頼母子などの町内金融が卓越していたためではなかろうか。頼母子は、利潤目的で利子を取るもの以外は室町幕府より徳政令の対象外とされており、分一徳政引付史料にはほとんど記録されないのである。その一方で、洛中では職種的な組織や、町以外の結びつきで集まった人々が共同で債務を負っている事例がみられる。彼らは債務額の小ささや名前から都市下層民ではないかと推定されるが、当該期京都の都市民の社会的結合が町共同体のみによって代表されるわけではないことを改めて示しているといえよう。

以上のような視点からすれば、天文期になって、洛中

の人々や、洛外の村々の借金の事例が急増することをもって、単純にそうした人々の経済破綻、経済的困窮を示すとはいえないことがわかる。むしろ彼らの能動的な経済活動の結果として、多くの債務が現れているという、ある種の「発展性」を示しているともみるべきではなかろうか。

但し、ここまで述べてきたような結論については、分一徳政史料の分析だけからでは、その実証性は必ずしも保障されない。本論で論じたように、数値の変化の検知や比較分析は可能であるが、そこから導き出したソシアビリテ（社会的結合）のあり方については、他の史料、他の方法でクロスチェックする必要があるのである。

また、分一徳政史料に当該期の債務・債権関係のすべてが網羅されているわけではないことにも注意を払う必要がある。分一徳政令の対象外とされた貸借関係（利子が二文子（年利 20 パーセント）以下の祠堂銭、利子のない頼母子など）については当然ながら分析対象にならない。また分一徳政令では、「銭主・借主の与同」の禁止が繰り返し命じられており、実際には貸借関係があっても、借主と銭主が示し合わせて申請を行われなかった事態も想定される。

こうした限界性については十分認識しつつも、本稿では、分一徳政令に関係する膨大な引付史料を用いて統計分析を行い、都市規模の貸借関係を一定程度可視化することができたことは成果であろう。当該期の都市社会をみるための一つの「ものさし」を提示できたと考える。

今後は、統計分析の方法をより一層工夫し、考察の精度を高めることが必要である。また、貸借関係、あるいは借主・銭主の性格などについての個別史料の分析を進め、統計分析だけからでは見えてこないソシアビリテの実態、傾向を探究しなくてはならない。こうした作業によって、本報告で得られた結論の妥当性の確認、修正などの作業をつづけてゆきたい。

## 注

1. 二宮宏之『結びあうかたち—ソシアビリテ論の射程—』（山川出版社、1995年）。
2. 仁木宏『京都の都市共同体と権力』（思文閣出版、2011年）。河内将芳『祇園会と戦国京都』（角川学芸出版、2007年）。

3. 仁木氏はまた、「補論— 人的ネットワークの展開」『京都の都市共同体と権力』（思文閣出版、2011年）及び同「戦国時代京都の惣町と町組をめぐる一考察」藺田香融編『日本仏教の史的展開』（塙書房、1999年）にて、町共同体に限らない人と人とのつながりを「人的ネットワーク」として、その重要性を説き、禁裏や公家衆、寺院諸勢力、洛外の自立性の強い村落などと都市社会が取り結んでいた関係を取り上げている
4. 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第2巻』追加法 239（岩波書店、1969年）。
5. 桑山浩然『徳政令と室町幕府財政』（『室町幕府の政治と経済』、2006年）。
6. 脇田晴子『日本中世都市論』「第五章 都市と農村の対立」（東京大学出版会、1981年）。
7. 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成 下』（近藤出版社、1968年）。
8. 鈴木良一「文明十二年の徳政について」（『日本中世の農民問題』校倉書房、1971年）。
9. 桑山浩然註 4 論文。
10. 脇田晴子註 5 論文。
11. 田中浩司「中世後期の貸借・質物と富」（『生活と文化の歴史学 3 富裕と貧困』竹林舎、2013年5月）。
12. 桑山浩然註 4 論文。脇田晴子註 5 論文。桜井英治「土倉の人脈とネットワーク」（『史学会シンポジウム叢書「人のつながり」の中世』村井章介編、山川出版社、2008年）。
13. 『徳政賦引付』（35）-（37）天文 15 年 11 月 27 日（桑山註 6 収録）。
14. 竹田三々庄『日本荘園史大辞典』によると、山城国紀伊郡、大和国城下郡、大和国宇陀郡にこの名の荘園がある。
15. 『徳政御下知頭人加判引付』（35）（桑山註 6 収録）。伊東正子「戦国期日野家領の研究」（『日本歴史 546』（p 23-36、1993-11年、吉川弘文館）。
16. 『銭主賦引付』（7）（桑山註 6 収録）。
17. 川嶋将生「『洛中洛外』の社会史」（1999年、思文閣）、同「都市の周縁」（『中世京都文化の周縁』（1992年、思文閣）。
18. 『徳政賦引付（78）』天文 15 年 12 月（桑山註 6 収録）。
19. 『徳政賦引付（94）』天文 15 年 12 月（桑山註 6 収録）。
20. 『徳政賦引付（66）』天文 15 年 12 月 2 日（桑山註 6 収録）。
21. 脇田晴子註 5 論文。
22. 桜井英治註 11 論文。及び同『日本史リブレット 27 破産者たちの中世』（山川出版社、2005）。
23. 『銭主賦引付』（24）（桑山註 6 収録）。
24. 脇田晴子註 5 論文。
25. 清水克行「中世日本の互助金融—室町幕府の訴訟記録にみえる頼母子—」（『環：歴史・環境・文明：学芸総合誌・季刊 27』、2006年）。
26. 『徳政雑々記』（157）（桑山註 6 収録）。
27. 脇田晴子註 5 論文。
28. 清水克行註 24 論文。
29. 早島大祐『首都の経済と室町幕府』（吉川弘文館、2006）

# Sociabilité in Sengoku-Era Kyoto: A Study of Relations Between Debtors and Creditors Utilizing the Bunichi Tokuseirei Documentary Collection

Mizuho BANDO

The Bunichi Tokusei is a collection of legal proclamations issued by the Muromachi Shogunate. The documents included in that collection contain vital information about creditors and debtors from every social class. Employing a previously unused method of statistical analysis, this paper examines sociabilité in Sengoku-era Kyoto.

Utilizing a graph, section one compares rates of credit and debt during four periods in the fifteenth and sixteenth centuries. Rather than measuring overall debt levels, the graph provides information about the positive economic activities of Kyoto residents.

The second section focuses on the identity of debtors and creditors. Using a second graph, it identifies both the individuals who borrowed money and those that supplied it. The analysis carried out in section two demonstrates that nobles, warriors, and monks tended to borrow money from persons within their social class. In contrast, many commoners borrowed money from specialized moneylenders.

Section three analyzes commoners' sociabilité regarding credit and debt. It shows that the residents of villages surrounding the city of Kyoto relied on regional bonds when attempting to borrow money. In contrast, comparatively few residents borrowed money from Kyoto moneylenders. Unlike village residents, Kyoto's denizens did not depend on regional ties when attempting to secure a loan. This was largely due to the fact that a system of private financing called "tanomoshi" had developed in central Kyoto during the period in question.

Through the foregoing analysis, this article seeks to examine Sengoku-era sociabilité from a new perspective. In a subsequent study, I plan to focus more broadly on sociabilité in the Sengoku era. In the future, I also hope to verify the conclusions put forth in this article through the analysis of other relevant documentary sources.

Keywords : sociabilité, debt and credit, Sengoku period, Kyoto, Bunichi Tokusei